

福島県知事 佐藤 雄平 殿
双葉地方町村会
会 長 双葉町長 井戸川 克隆 殿
副会長 広野町長 山田 基星 殿
 檜葉町長 草野 孝 殿
 富岡町長 遠藤 勝也 殿
 川内村長 遠藤 雄幸 殿
 大熊町長 渡辺 利綱 殿
 浪江町長 馬場 有 殿
 葛尾村長 松本 允秀 殿

平成24年4月22日
復興大臣
平野 達男

「原子力災害に係る緊急要望」への回答について

4月3日に野田総理大臣始め関係閣僚に提出された「原子力災害に係る緊急要望」につきまして、別添のとおり回答致します。

本件連絡先

復興庁企画官 藤田
03-5545-7348
復興庁主査 島田
03-5545-7315

【要望1 双葉郡からの要望への対応】

- 3月10日に開催された「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」において双葉地方町村会が要望した「双葉地方としての主な課題」に対する国の考えを明確に示し、住民にも丁寧に説明すること。

【回答】

3月10日に開催された「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」において、双葉郡全体の復興像を示すよう要請を頂きました。今後、双葉郡8町村や県とも調整しながら、双葉郡全体の復興像を検討していきます。その際には、長期に帰還困難な区域があるという状況も勘案しながら、ご要望の項目を踏まえて対応していきたいと考えております。

【要望2 原子力発電所の安全確保】

○ 依然として、処理水の漏えいなど県民の不安を招く事態が繰り返し発生していることから、正確な情報を迅速かつ分かりやすく公表するとともに、原因究明、再発防止の徹底など、安全確保に万全を期すこと。

【回答】

東京電力福島第一原子力発電所については、昨年12月に、冷温停止状態に達したことを確認しました。

しかしながら、漏水、凍結などの様々なトラブルが引き続き発生しており、周辺設備が仮設であることに伴う脆弱性があります。このため、3月28日に、設備及び機器についての信頼性向上対策に係る実施計画を5月11日までに策定するよう、原子力安全・保安院から東京電力に対して指示を行いました。

また、周辺住民の方々からは依然として不安の声が聞かれておりますことから、プラントの現状や今後の対処方針を、地元自治体や住民に正しく理解していただく活動が重要です。

そのため、政府と東京電力が緊密に連携し、丁寧な説明を徹底するよう、野田総理大臣から政府・東京電力中長期対策会議に対して指示があり、毎月開催している政府・東京電力中長期対策会議の運営会議前後に政府から説明を行うほか、地元で開催される住民説明会などの機会においても説明を行っていきます。なお、関係する情報については、引き続き、政府のホームページにおいても迅速に公表していきます。

【要望3 避難指示等区域の見直しに伴う必要な措置】

- 見直しの基礎となる放射線量のデータは、精度の高いものを使用すること。
- 防犯・防火体制の確立や住民等の立入りに伴う安全確保に万全を期すこと。

【回答】

新たな避難指示区域については、住民のコミュニティに配慮し、原則、線量に応じて字単位での見直しを行うこととしています。

このため、面的に放射線量を測定できる航空機モニタリングの結果を基本として用いることとしています。

航空機モニタリングは、山林などの人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含めて面的に一定範囲の平均線量を測ることが可能であり、区域見直しにおいて最も適した測定方法であると考えています。

防犯体制の確立に関しましては、関係町村と緊密に連携しつつ、被災地の実態に合わせて、特別警ら隊、特別派遣部隊等によるパトロールや初動捜査活動、防犯カメラ等の運用等により、住民の安全・安心の確保を図っていきます。

また、防火体制の確立に関しましては、双葉消防本部においては、警戒区域等の巡回に加え、消防庁の交付金を活用して設置した監視カメラの運用を開始したところであり、今後も政府として必要な支援をしていきたいと考えております。

住民等の立入りに関しては、これまでも道路のハザードマップなど立入り時の留意事項について周知してきたところであり、引き続き必要な対応を行っていきます。

【要望4 県土の除染】

- 本格除染の速やかな実施と区域内で発生するすべての放射性物質に汚染された廃棄物について、国が責任を持って処分すること。
- 農地及び森林はかけがえのない財産であることから、しっかりとした除染を行うこと。
- 除染モデル実証事業の成果公表と今後の具体的な除染工程表の提示を早急に行うこと。

【回答】

放射性物質汚染対処特措法に基づき国が直轄で除染を実施する区域については、1月26日に公表された除染ロードマップにおいて、除染の進め方等に関する基本的な考え方を示したところであり、現在、そのロードマップを踏まえた個別市町村ごとの除染実施計画を策定すべく、関係自治体等と協議・調整をすすめているところです。

また、同法に基づき国が直轄で処理を行う廃棄物に関しましては、国として、地方公共団体の協力を得ながら処理を推進するため、災害廃棄物の仮置場及び仮設焼却炉の用地選定等を実施しているところです。

同法に基づく政府の基本方針では、除染について、まずは人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を実施することとしています。

同基本方針において、農用地の除染については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮するものと定めておりますほか、森林の除染については、住居等近隣における措置を最優先に行うものと定めております。

除染モデル実証事業につきましては、昨年11月以降、予定された全ての除染対象地区において、順次、進めてきており、これまで得られた成果

等につきましては、3月26日に福島県で開催した成果報告会で報告するなど、積極的に公表しているところです。

今後、できるだけ早く各地域の具体的な除染実施計画を策定し、本格的な除染を実施していきます。

【要望5 損害賠償への対応】

- 避難住民に混乱や不公平が生じないように配慮しながら、被害の実態に見合った十分な賠償が、最後まで確実かつ迅速になされるようにすること。

【回答】

今回の事故により生じる原子力損害については、原子力損害賠償法に基づき、事故との相当因果関係が認められるものは全て賠償の対象となります。

迅速、公正かつ適正な賠償のため、原子力損害賠償紛争審査会において原子力損害の範囲等に関する指針を示すとともに、「原子力損害賠償紛争解決センター」において被害の実態に応じた和解の仲介を実施しているほか、原子力損害賠償支援機構において賠償支援・被害者からの相談に応じた情報提供を行っております。

東京電力は、新たに設定する避難指示区域における精神的損害や財物賠償の取り扱い等について、4月中に基本方針を示すべく検討中です。具体的には、3月16日に原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針第2次追補を踏まえ、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償対象となる期間に応じて精神的苦痛に係る賠償額を増額することや、居住用

の建物について、同等の建物を取得できるような価格を基準として配慮するとともに、避難期間の長さに応じて価値の減損分を賠償するなど、被害者の実情を踏まえた適切な賠償となるよう検討を進めているところです。

今後、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、及び東京電力等から構成される「原子力損害賠償円滑化会議」において、これらの賠償について迅速かつ円滑な賠償が行われるよう、東京電力を指導していくとともに、政府としても、被害者の方々への説明を丁寧に行うなど、被害者の立場に寄り添った賠償が行われるよう、関係省庁が連携・協力しながら、最大限の努力をしてまいります。

【要望6 医療・福祉の確保】

- 帰還までの間、避難指示等区域における医療費、介護保険に係る本人負担分、食費、居住費及び国民健康保険税・介護保険料等の全額免除に対する国の財政支援を継続するほか、給付費の急増や保険料の減収による市町村の財政負担に対しても必要な措置を行うこと。
- 不足している医療従事者、福祉・介護職員を確保するため、具体的方策や財政的支援を講じること。

【回答】

避難指示等の区域の住民に対する自己負担分及び国保税・介護保険料等の免除措置に対する国の財政支援につきましては、平成24年度予算で142億円を確保しており、避難指示等の区域の見直し後においても、継続する予定です。

また、給付増や保険料収入減による財政負担についても、調整交付金の増額等により対応します。

ただし、入院時の食費、居住費につきましては、避難所では食費等がかからないこととの均衡を図る観点から免除しておりましたが、仮設住宅の整備等が進み、避難所は閉鎖されていることから延長は行っておりません。

また、医療従事者の確保については、全国の医療関係団体で構築する「被災者健康支援連絡協議会」の協力による医師等の派遣の調整や、医療従事者確保に要する費用にも活用できる地域医療再生基金の積み増し等を行っています。

介護職員の確保につきましては、福祉人材センターにおいて求人事業者のニーズ把握と求職者との適切なマッチング支援等を継続して行っていきます。

【要望7 産業の再生と雇用の確保】

- 避難指示等区域の解除に伴い、帰還する事業者の事業再開に向けた支援策、さらには、新しい産業を創出するための思い切った支援策を講じるとともに、雇用の確保に万全を期すること。

【回答】

雇用の確保は非常に重要な課題の1つであると考えております。立地奨励金等による産業振興、雇用創出基金事業等を活用した雇用創出、除染後の経営再開に向けた復旧作業等を共同で行う農業者・漁業者に対する支援等の施策を推進していきます。

先般施行された福島復興再生特別措置法においても、避難解除等区域復興再生計画において産業の復興及び再生に関する事項を定めるとともに、避難解除区域における課税の特例を設けるなど、産業の再生や雇用創出を進めてまいります。

【要望8 災害救助法の適用延長による住居の確保】

- 避難者が帰還できるまでの間、民間借上げ住宅、雇用促進住宅、公営住宅等への入居が継続できるよう、災害救助法の適用延長を行うこと。

【回答】

応急仮設住宅の供与期間は、原則2年間とされておりますが、今回の東日本大震災においては、恒久住宅の整備に、なお時間を要する状況にあるため、民間賃貸住宅や雇用促進住宅などを借り上げた場合も含め、その供与期間について1年間延長することとしたところです。

【要望9 高速道路の無料化対象インターチェンジ】

- 高速道路の無料化が継続される対象のインターチェンジについては、避難住民の居住実態を踏まえた上で範囲を決めること。

【回答】

原発事故による避難者の支援については、平成24年4月28日から、以下のとおり見直します。

- ・対象インターチェンジについて、仮移転している町村役場の最寄りの下記インターチェンジを追加します。

路線名	追加対象インターチェンジ
東北自動車道	郡山、郡山南、加須 ^{かそ} (※)
常磐自動車道	いわき湯本、桜土浦 ^(※)
磐越自動車道	会津若松

(※) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

- ・対象者について、居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた者を追加します。

【要望10 交通安全施設の復旧】

- 交通安全施設の復旧・復興については、その処分も含めた必要な財政措置を講じること。

【回答】

東日本大震災により多くの信号機等が被害を受けましたが、国民の安全・安心を確保するために、交通安全施設の復旧・復興は必要不可欠です。引き続き、地元の御意向などを伺いながら、適切に対応していきます。